

岡垣町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、地方自治法第199条第9項の規定により、その結果について下記のとおり公表する

令和3年7月9日

岡垣町監査委員 宗岡 信之

岡垣町監査委員 太田 清人

記

- 1 監査の種類 補助金等監査
- 2 対象事項 補助金等に係る事務の執行及び事業の管理
- 3 監査対象補助金等と所管課（表1参照）

(1) 地域づくり交付金	地域づくり課
(2) 岡垣国際交流協会補助金	地域づくり課
(3) 戦没者遺族援助補助金	福祉課
(4) 老人クラブ助成金	長寿あんしん課
(5) 三里松原防風保安林保全対策協議会補助金	産業振興課
(6) 商工会補助金	産業振興課
(7) 岡垣町の特産品を育てる会補助金	産業振興課
(8) 観光協会補助金	産業振興課
(9) 婦人会補助金	生涯学習課
(10) 文化協会補助金	生涯学習課
(11) 岡垣町青少年健全育成町民会議補助金	生涯学習課
(12) 体育協会補助金	生涯学習課

4 監査の期間 令和3年5月24日から25日

5 監査の場所 監査室

6 監査の方法

監査の対象となった団体補助金等に関し、令和2年度の補助金等に係わる事務の執行及び事業の管理について、担当部局からの資料及び関係書類の提出又は提示を求め、これをもとに、別項の監査の着眼点に沿って、質問その他の方法によって監査を行った。

7 主な着眼点

- (1) 補助金等の支出根拠及び交付基準は明確か
- (2) 補助対象経費は明確か
- (3) 補助金等交付の一連の事務手続きは適正に行われているか
- (4) 新型コロナウイルス感染症により事業の中止又は縮小や事業計画の見直しなどによる不用額の戻入状況の確認

8 監査の結果

(1) 総評

補助事業の完了前に交付を受けた補助金等で、新型コロナウイルス感染症の影響により補助金交付団体の諸事業が中止等となり、不用となった金額については、町の指示に基づき返還がなされている。

ただし、交付決定額の算定については、団体からの実績報告に基づき審査していることから、所管課ごとに判断基準が異なり、返還期日等の取扱いも含め、事務処理に当たっての統一感、公平性に欠けている。

これは、岡垣町補助金等交付規程第14条に規定する補助金等の目的や交付対象等を定める要綱が策定されていないことが最大の要因と思料される。

また、要綱が策定されている補助事業に関しても、補助額が「町長が定める額」「予算の範囲内」等の表現で、具体的な根拠や補助対象経費の詳細が示されていない案件が散見される。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業の中止又は縮小等による返還措置が令和3年度も引続き予定されており、補助金制度の明確化、公平性、透明性の確保、そして説明責任を果たすことによる町民の納得感の向上を図るためにも、要綱の整備等が必要である。

(2) 指摘事項（共通事項）

ア 要綱の未整備等について

地域づくり交付金以外の補助金等については、要綱があるものの補助対象経費等の内容が不明確のものや、策定が可能であるにもかかわらず未整備のものがある。

イ 返還期日について

実績報告に基づく交付決定の事務処理において、不用額の返還日が早いもので3月25日、遅いもので5月26日と2カ月にわたっている。3月決算の団体においては、補助金の返還を含めた決算を3月31日までに行うことが基本と考える。団体と協議を行うなど、返還が統一的、速やかに行われるよう事務を進める必要がある。

ウ 返還金の収納について

返還金を現金で受け取った場合は、原則当日又は翌日に払い込みを行う必要があるが、数日間、会計課や担当課の金庫で保管し、速やかに指定金融機関に払い込みを行っていない事例が見受けられた。

(3) 指摘事項（個別事項）

○岡垣国際交流協会補助金について

令和2年度に交付した補助金については、令和3年5月18日に実績報告を受け、報告書類等の審査及び事務局長を交えて現地調査等を行った結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に一部適合しないとして120万円が返還された。しかし、当協会への補助金については、要綱がないため、補助対象事業等不明確であり、返還額の妥当性は検証できない。

当協会は現時点において令和2年度及び令和3年度の総会を開催しておらず、総会決議事項である「事業報告の承認」や「決算の認定」等については、総会が開催されるまでは法的に無効である。

また、令和2年6月22日に交付申請が行われているが、その時点において無効である書類等を適正として審査し、補助金350万円を交付したことや、複数回にわたる指摘にもかかわらず、状況改善が進まないことに加え、多額の積立金を保有している団体に対して町が補助金を交付する姿勢にも疑義がある。

総合的に判断すれば交付決定の取消しが妥当な処理であるものと認められる。

(4) 監査意見

今回の監査においては、補助金のほかに、交付金や助成金にも対象を拡げ、事務の執行状況等を精査した。従来から①交付要綱の未整備により補助対象経費等が不明確 ②補助に関する実施期間が未設定 ③多額の繰越金の発生 ④交付先団体における補助金管理能力が不足 などの問題点を指摘していたが、新たに岡垣町財務規則で定める「収納」に関する事務処理において、多額の現金を所管課が長期間保有するなど、チェック機能が働いていない部分が確認された。

本事態解消に向け、かかる措置については早急に着手され、内部統制の導入について検討されたい。

表 1

(単位：円)

監査対象補助金等	交付要綱の有無	交付決定額	使用額	戻入額	戻入日 (現金受取日)	備考
地域づくり交付金 (内浦校区)	有	1,140,880	840,880	300,000	5月26日 (5月21日)	
地域づくり交付金 (吉木校区)	有	1,238,900	838,900	400,000	5月26日 (5月20日)	
地域づくり交付金 (海老津校区)	有	1,216,580	1,016,580	200,000	5月26日 (5月19日)	
地域づくり交付金 (山田校区)	有	1,250,940	450,940	800,000	5月21日 納付書	交付確定通知前に 納付あり
地域づくり交付金 (戸切校区)	有	1,137,680	537,680	600,000	5月26日 (5月20日)	
岡垣国際交流協会補助金	無	3,500,000	2,300,000	1,200,000	5月25日 納付書	
戦没者遺族援助補助金	無	823,000	683,000	140,000	4月27日 (4月23日)	
老人クラブ助成金	有	1,141,220	1,141,220	—	—	
三里松原防風保安林保全対策協議会補助金	無	2,906,600	2,065,976	840,624	5月18日 納付書	
商工会補助金	無	2,253,000	2,153,000	100,000	3月30日 (3月19日)	
岡垣町の特産品を育てる会補助金	無	—	—	—	—	交付申請なし
観光協会補助金	無	18,896,164	18,526,903	369,261	5月17日 納付書	
婦人会補助金	有	369,000	369,000	—	—	
文化協会補助金	有	630,000	447,300	182,700	5月20日 (5月12日)	
岡垣町青少年健全育成町民会議補助金	有	1,570,000	970,000	600,000	3月25日 (3月23日)	
体育協会補助金	有	3,154,000	2,539,000	615,000	4月30日 納付書	